

第2号議案

2017年度活動方針・活動計画および予算決定の件

2017年度 活動方針

【くらしと生協を取り巻く情勢について】

(地域の状況)

- ・少子高齢化が急速にすすんでいます。2015年の国勢調査によると京都の65歳以上の人口割合は27.5%、15歳未満の人口割合は12.3%と、全国平均の割合よりさらに少子高齢化がすすんでいます。
- ・介護保険の見直しにより、市区町村での地域支援事業が始まり、そのための協議体や研究会が始まっています。生協でも地域の見守り活動や買い物支援、医療や居場所づくりなど、孤立しないための地域づくりへの貢献が求められています。

(くらしや経済)

- ・地域間格差や所得格差がひろがっています。また、共働き世帯の増加にともない、子育てや介護にかかわる負担が大きくなっています。
- ・社会保障では、2025年の構築を見据えた地域包括ケアシステムづくりの一方で、社会保障費が抑制される懸念があります。
- ・一旦先送りとなった消費税増税(8%から10%)は、2019年10月とされています。2014年の消費税増税以降の消費支出は大きく減少しており、さらなる増税がくらしに与える影響は大きいと考えられます。
- ・環太平洋パートナーシップ協定(TPP)は、合意した各国にアメリカが離脱を通知しました。今後、発効に向けてアメリカを抜いた11カ国での話し合いや、アメリカとの二国間での通商・貿易交渉がおこなわれる見通しです。

(食の安全・安心をめぐる)

- ・福島第一原発事故から6年が経過しましたが、くらしや食の安心をめぐるは未だ回復の途上にあります。福島の現状や取組みの理解を深めるための学習会やリスクコミュニケーション、交流会などの取組みが、消費者庁や行政、全国の生協、京都の支援団体などですすめられています。
- ・食品ロスを課題とする取組みがひろがっています。食品ロスの問題は、環境問題や消費者市民社会づくり、貧困問題にも関連する課題でもあります。

(消費者問題・消費者施策)

- ・特殊詐欺などによる消費者被害が複雑化、深刻化しています。消費者の世論と運動によって、適格消費者団体による不当な契約・勧誘行為の差止請求にくわえ、2016年10月には消費者被害の回復を請求できる集団的消費者被害回復制度(特定適格消費者団体)がスタートしました。関東のNPO法人消費者機構日本が特定適格消費者団体となり、関西では京都府生協連も会員であるNPO法人消費者支援機構関西が準備をすすめています。
- ・国際的な貧困問題や環境問題が大きくなる中、消費者一人ひとりが、社会や経済、地球環境にまで思いを馳せた消費行動に取り組む、倫理的消費(エシカル消費)など消費者市民社会づくりへの関心が高まっています。

(環境・エネルギー問題)

- ・2015年12月、国連気候変動枠組条約・第21回締約国会議(COP21)で、あらたな温暖化対策(2020年以降)の世界的枠組みを定めた「パリ協定」が採択され、2016年11月に発効されました。モロッコで開催されたマラケシュ会議で第1回締約国会合が開かれましたが、日本は批准が遅れたことにより、オブザーバー参加という残念な事態になりました。

- ・さらに日本のエネルギー・気候変動政策は、石炭火力発電の新規建設、原発再稼働などパリ協定を実現する姿勢としては消極的な姿勢が目立ちます。
- ・2016年4月より電力の小売自由化が開始されました。2017年4月にはガス小売り事業の自由化が開始されました。

(自然災害対応)

- ・東日本大震災から6年が経過しましたが、今なお復興はすすんでおらず、今後も継続した取り組みが必要です。さらに、2016年4月に熊本・大分地震、10月には鳥取県中部地震が発生し、甚大な被害が出ました。この地震により多くの方が被災し、生産活動の復旧、支援活動が続いています。
- ・また、地球温暖化の影響と思われる世界的な異常気象や、日本での台風や豪雨による自然災害が多発し大きな被害が出ています。災害対策マニュアルやBCP（事業継続計画）の策定・見直しなど、防災の取り組み強化が求められています。

(平和・民主主義)

- ・2016年3月、安全保障法制関連法が施行されました。さらに、参議院選挙により、与党・改憲勢力が3分の2の議席を確保したことにより、憲法改定への動きが強まっています。
- ・国連総会で、核兵器禁止条約など核兵器の法的禁止措置について交渉する国連会議を2017年に開催する決議が123か国の賛成で採択されました。しかし、アメリカなどの核保有国は反対・棄権を表明、世界で唯一の戦争被爆国である日本はこれまでの棄権から反対へ立場を変えました。日本の反対表明は世界を驚かせ、この問題についての発言力の低下が懸念されます。
- ・核不拡散条約（NPT）再検討会議をふまえ、核兵器も戦争もない平和な世界をもとめる世論と運動をひろげていくことが重要です。2020年開催の核不拡散条約（NPT）再検討会議に向けた「ヒロシマ・ナガサキの被爆者が訴える核兵器廃絶国際署名（ヒバクシャ国際署名）」の活動が開始されました。

【1】『京都府生協連の4つの役割』にもとづく2017年度活動について

2016年11月、協同組合の思想と実践が、ユネスコ（国際連合教育科学文化機関）の無形文化遺産に登録されました。協同組合を「共通の利益と価値を通じてコミュニティづくりを行うことができる組織であり、雇用の創出や高齢者支援から都市の活性化や再生可能エネルギープロジェクトまで、さまざまな社会的な問題への創意工夫あふれる解決策を編み出している」組織として、世界の財産として未来を担う存在であると評価しました。

改めて2017年度を見据えると、世界的な政治や経済の動き、災害の多発など、先行きが見通せない中で、くらしや将来に対する不安が広がっています。そのような中、組合員のくらしを支え、地域に貢献するという生協の役割はたいへん大きいと考えています。

京都府生協連は、京都の生協への期待が大きくなるなか、「新・京都の生協の課題と京都府生協連の役割」にもとづき、会員生協や行政・諸団体との連携強化を図り、くらしや地域に貢献していきます。また、会員生協への情報提供や学習・研修機会の提供など積極的に取り組みます。

『京都の生協の5つの課題』

- (1) 生協の事業と活動の総合力を発揮し、生活の文化的・経済的向上をめざします
- (2) 消費者市民社会の主人公として、よりよい社会づくりに貢献します
- (3) 安心してくらしらせる地域経済・社会づくりをめざします
- (4) 協同と連帯の力で活動を推進します
- (5) 組合員参加をひろげ、安定した事業と経営を確立します

『京都府生協連の4つの役割』

- (1) 学びと交流
- (2) 生協間の協同・連携
- (3) 行政・諸団体との連携
- (4) 生協の姿を社会に発信し、理解をひろげる

(1) 学びと交流

— 会員生協の共同の場にふさわしく、生協どうしがお互いに学びあい、はげましあえる交流と共同の行動をつよめます —

① 会員生協の研修・交流・協同活動を促進

- ・ 会員生協で取り込まれる学習会等の情報の提供など、日常のコミュニケーションを強めます。
- ・ 会員生協間の交流がすすむように会員生協の情報把握につとめ、理事交流や広報誌の交流、京都の生協活動を豊かに発展させる協議会（略称：K S K）の開催など、会員生協間の連携のパイプ役として役割をはたします。
- ・ さまざまな協同組織と連携した活動に多くの組合員や学生も参加でき、協同組合活動が実感できる機会をひろげます。

② 広域災害、局地災害を想定した防災・減災、被災者支援の取組み

- ・ 防災、災害時対応をテーマにした学習や会員交流をすすめ、会員どうしの連携を強めます。また、京都府総合防災訓練への参加や会員生協でのBCP（事業継続計画）策定や災害対策マニュアル作りに向けた情報提供や援助をすすめます。
- ・ 各会員生協の緊急時の対応についての準備状況等の状況把握をおこない、その中で連携のあり方について検討をすすめます。
- ・ 京都府との「災害時における応急対策物資協定等に関する協定書」の見直しをすすめます。

③ 食品安全の社会システム形成と食育活動の推進

- ・ 「食品の安心・安全」をテーマに、食品ロス問題や食品表示制度のあり方、食と放射性物質等についての学習や情報提供をすすめます。また必要に応じパブリック・コメントの発信や提言をすすめます。
- ・ 会員生協や協同組合連絡協議会とも連携し、食育活動の推進と交流をすすめます。
- ・ 京都府食の安心・安全推進条例と行動計画にもとづく連携企画を会員生協とともにすすめます。

(2) 生協間の協同・連携

— 多様な生協間の協同と連携、職員や組合員の交流を推進し、あらたな取組みの創造をめざし、交流から、さらに提携できることを模索します。また全国の生協とつながり、共通する課題の取組みを推進します —

① 日本生協連・他府県生協連・各種協同組合などとの連携・交流をすすめます

- ・ 関西地連、近畿地区生協府県連等の活動に参加し、連携・交流をすすめます。
- ・ 京都府協同組合連絡協議会（構成：J A京都中央会／京都府漁協／京都府森連／京都府生協連）を中心に、国際協同組合年の活動を継承し、会員生協とともに取組みをすすめます。

② 安心してくらす地域社会づくりをめざす取組み

- ・ 新たな介護保険制度への対応をすすめます。市町村や地域の諸団体と連携し、高齢者が安心してくらす地域づくりへの参加に向けた活動をすすめます。（地域支援事業推進チームによる活動など）

- ・貧困問題、子育て支援、食品ロス削減やフードバンク・ドライブの取組み、男女共同参画をテーマに、諸団体との連携も図りながら、人々が安心してくらす地域をめざし、学習や研究、交流をすすめます。

③会員生協間の連携を深めます

- ・京都の生協活動を豊かに発展させる協議会（略称：KSK）による研修や交流に加え、さまざまな活動や事業についてもより連携が図れることをめざします。

④環境・エネルギー問題をつうじて、持続可能な社会を実現する取組み

- ・環境・エネルギー部会を設置し、省エネ・節電、再生可能エネルギー普及の活動を調査・研究・交流します。
- ・再生可能エネルギーの普及・拡大にむけて、会員や諸団体と協力した活動を推進します。

(3) 行政・諸団体との連携

—京都の生協を代表して、行政との連携、各界との意見交換の開催、各種協同組合や地域諸団体とのネットワークをひろげ、連携して組合員と消費者の願いを実現することをめざします—

①行政・諸団体からの生協への社会的要請にかんする対応

- ・審議会や各種団体からの委員派出の要請にこたえていきます。（京都府消費生活審議会委員、京都府食品ロス削減府民会議、京都府食の安心・安全審議会など）
- ・京都府・京都市からのパブリック・コメント募集や政策提言について積極的に対応します。

②くらし・環境・防災・平和・地域づくりなど行政や諸団体と連携した取組み

- ・京都府食の安心・安全推進条例と行動計画にもとづく連携企画をおこないます。
- ・京都グリーン購入ネットワークや京都市ごみ減量推進会議などの諸団体と連携し、持続可能な環境づくりに貢献します。
- ・原子力発電に頼らないエネルギー社会をめざし、関係団体とともに再生可能エネルギーの普及や学習会に取り組みます。
- ・大規模・広域災害時の対応について、日生協の全国生協BCPや近畿エリア広域BCPとの連携についての整理や、災害対策マニュアルの見直しをすすめます。また、各会員生協の緊急時の対応についての準備状況等の状況把握をおこない、その中で連携のあり方について検討をすすめます。
- ・京都府災害ボランティアセンターの構成団体としての役割を發揮します。また、京都府総合防災訓練へ参加します。
- ・平和の取組みでは、立憲主義の考えを大切にし、憲法の三大原則である「国民主権」「基本的人権の尊重」「平和主義」を守る取組みをすすめます。おもな取組みでは、2020年の核不拡散条約（NPT）再検討会議に向けた、「ヒロシマ・ナガサキの被爆者が訴える核兵器廃絶国際署名（ヒバクシャ国際署名）」の取組みや、被爆者の方のお話を聞く機会を設けます。憲法問題では、憲法改定の動きを注視しながら学習会を開催します。
- ・会員生協とともにピースパレードへの参加など、ピースアクション2017に取り組みます。
- ・子どもの貧困問題等、生協としての支援のあり方について、会員や関係団体と考え合う中で検討します。
- ・奨学金制度の改善に向け、学習会等に取り組みます。

③消費者施策の充実と消費者運動を推進し「消費者市民社会」の実現をめざす取組み

- ・京都府の消費者教育推進計画にもとづく活動を会員生協、行政、諸団体と連携してすすめます。
- ・消費者問題は、適格消費者団体（NPO法人消費者支援機構関西、NPO法人京都消費者契約ネットワーク）、NPO法人コンシューマーズ京都をはじめ、会員生協とも連携して取り組みます。

(4) 生協の姿を社会に発信し、理解をひろげる

— 京都の生協の事業や活動のさまざまな姿を社会（行政、報道機関、地域諸団体）に発信し、生協の視認性や認知度を高める活動を通して、生協の価値と存在意義への理解をひろめます—

① 会員生協や京都府生協連の活動について社会に知らせる広報活動

- ・ 京都の生活協同組合の取組みをマスコミや報道機関に積極的に紹介、発信します。
- ・ ユネスコの無形文化遺産に登録された、協同組合の思想と実践を、さまざまな機会にアピールし紹介します。
- ・ 行政や各種団体に向けた対外広報誌『京都の生協』、会員生協むけ広報誌『京都府生協連ニュース』、京都府協同組合連絡協議会『協同組合人』の発行をすすめます。
- ・ ホームページの迅速な情報更新につとめます。

② 行政や諸団体との懇談会や意見交換会をおこないます

- ・ 京都府や農林水産省近畿農政局、マスコミとの懇談会をおこない生協の取組みを伝えます。

[2] 法令・定款等を遵守し、会員合意にもとづく運営をすすめます

(1) 理事会・常任理事会・会長・専務会・運営会議の開催

- ① 理事会が会員総意の形成と会員生協の学びと交流の場となることを重視して運営します。
- ② 常任理事会は、京都府生協連の運営・執行が全会員の「合意」ですすめられるよう、よりいっそうの役割をはたします。
- ③ 会長・専務会は、月1回の開催を基本に、連合会の運営課題を協議し、執行を確認します。
- ④ 運営会議は、「理事会決定・確認事項等にもとづく活動を推進」する位置づけとし、月1回の開催を基本に運営します。

(2) 監事監査

- ① 監事監査方針・監査計画にもとづく監査の実施に誠実に対応します。
- ② 監事による監査活動が円滑におこなわれるよう環境整備につとめます。